

令和3年度山形県農地中間管理機構 活動方針

【事業展開の基本方向】

公益財団法人やまがた農業支援センターは、平成26年4月1日に農地中間管理機構（以下「機構」という。）として県の指定を受け、各地域に常駐する地域連携推進員を中心に、農地中間管理事業業務の委託先をはじめ、市町村、農業委員会、JA及び土地改良区等と連携を図り集積・集約事業に取り組んでいる。

これまで、担い手の健全な農業経営発展と地域農業の振興を図ることを目的に、平成30年7月13日に当センター、山形県農業会議、山形県農業協同組合中央会の三者で「担い手農業者への支援に関する連携協働協定」を締結した。

さらに、令和元年7月12日には、中心経営体への農地の集積・集約化をより一層図るため、先の三者に加え、県、山形県土地改良事業団連合会の五者で、「山形県農地集積・集約化推進会議」を設立し、地域における農業の将来像を示す人・農地プランの作成実施主体である市町村を支援している。

令和3年度は、改正農地中間管理事業法が定める新手続きで、前年度モデル的に試行した農用地利用集積計画一括方式により全市町村において権利設定する。試行により判明した改善点を反映し、利用者の利便性を確保するとともに、市町村の事務処理軽減を図り、引き続き関係機関・団体と緊密に連携しながら、適切に対応していく。併せて、経営規模拡大による農業経営の安定化を支援するため、農地売買等支援事業に取り組む。

【指 標】

○農地中間管理事業による機構の農地賃貸借面積等

年 度	R 2 年度実績	R 3 年度計画
面積 (ha)	1, 9 9 5	3, 5 0 0

○参考：担い手が利用する農用地の面積の目標

	現在 (H24 年度)	概ね 10 年後 (R5 年度)
耕地面積 (①)		
うち担い手が利用 する面積 (②)	1 2 2, 5 0 0 ha 6 2, 3 1 2 ha	1 2 2, 5 0 0 ha 1 1 0, 0 0 0 ha
②/①	5 1 %	9 0 %

【具体的な取組み】

1 改正法施行に伴う制度改正事務手続きへの適切な対応

これまで市町村の集積計画と機構の配分計画の2段階手続きが必要だった権利設定が、市町村の集積計画のみで手続きが完了する「集積計画一括方式」を令和2年度5市町村でモデル的に試行した。この試行結果に基づき、手続き様式整理、口座情報、登記簿等の提出時期を見直し、全市町村が同方式に統一するための手続き周知、指導を実施していきます。

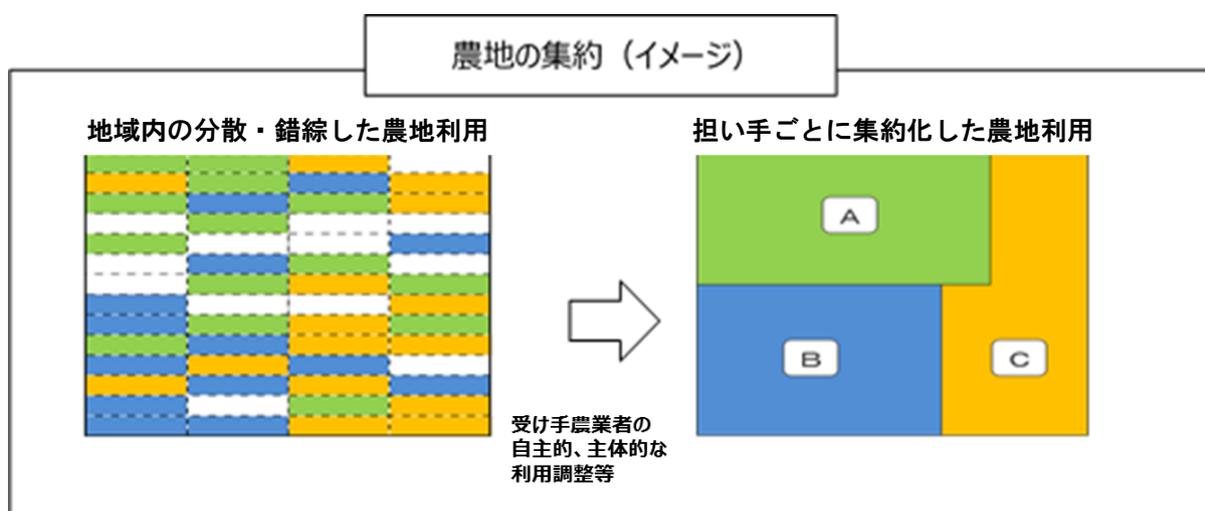
また、農地利用集積円滑化事業の統合一体化に伴い、円滑化事業において期間満了する事案については、円滑化団体と連携しながら、農地所有者・耕作者の意向に沿った各種権利設定手続きを進めます。機構制度移行を希望する場合、耕作

期間に中断が生じないように前倒し機構契約手続きを引き続き取扱い、担い手の耕作継続と更なる集積・集約化を促進していきます。

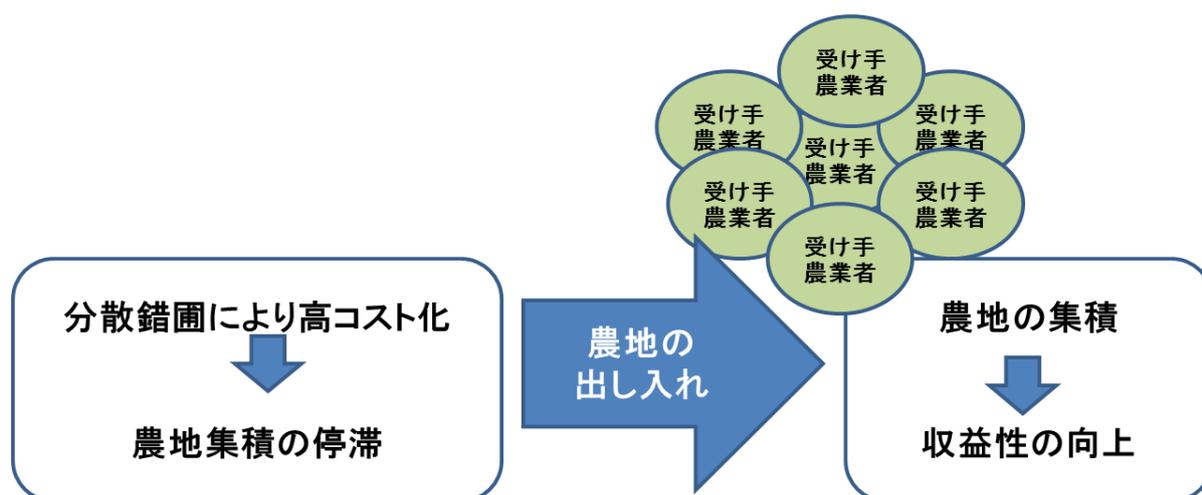
2 関係機関・団体との連携強化：新たな視点での連携の強化

- (視点) ① 担い手への農地集約へのアプローチ
② 遊休農地の発生防止・解消と有効活用
③ 新規参入者への支援

農地の集積・集約化の基となる「人・農地プラン」の実質化が改正法に規定され、(上記基本方向記載)「山形県農地集積・集約化推進会議」の構成員として実質化作業に参画し、上記視点対象者へ実質化されたプランの実践にあたり、地域農業者が欲する農地、営農組織化等に関し情報収集・提供しながら事業の活用を促していきます。



農地の集積・集約に係る受け手農業者の自主的・主体的な動きを農業委員会と連携して機構が積極的に支援する。



3 機構と農業委員会（農業委員、農地利用最適化推進委員）との連携強化

人・農地プランに対する農業委員、農地利用最適化推進委員の役割が法律で明確化されたことを受け、より一層農業委員会との連携を強化して、各地域にて実質化された人・農地プランの実践並びに定期的な見直し作業に参画し、機構事業の活用を促しながら効率的な集積・集約に努める。

4 農地整備事業の取組みに対する支援

担い手が借受けるための条件整備として、農地中間管理機構関連農地整備事業をはじめ、農地整備事業の活用を希望する地区が多い。それらの地区で行われる地域の話合いに機構も参加し、関係機関と連携しながら地域の状況に適した事業となるよう支援するとともに、機構事業の活用を促す。

5 果樹地帯における担い手への集積の推進

地域の果樹産地協議会等へ参画し、事業の活用を促すとともに新規就農希望者等に対しては、研修受入れ農家、JAと組織の一員として地域の農地や営農情報を収集して、希望に沿う農地情報を提供するなど農地集積への支援を行う。

6 担い手農業者の経営安定・発展に資する支援

「担い手農業者への支援に関する連携協働協定」に基づき、担い手の健全な経営発展に資するため、各機関の専門分野やネットワーク等を活かしながら協働による効果的かつ総合的な支援に取り組む。

7 農業者等への情報発信の強化

- (1) 人・農地プラン検討会や農地整備事業導入座談会、集落営農の法人化の動きがある地域へ情報提供等に機構職員も積極的に参加し、機構事業そのものをはじめ関連する助成・交付制度について周知し事業の活用を促す。
- (2) 新聞、ラジオ、市町村広報誌、農業委員会だより等を活用し、農業者等への情報提供を推進する。
- (3) 本県における先進的な取組みをまとめた「活用事例集」をツールとして、その地域の営農特性にあった事例を提供し、取組み手法の共有を図る。

